2021年度事業計画書

（ 2020 年 12 月 1 日 ～ 2021 年 11 月 30 日）

特定非営利活動法人ＨＡ－ＨＡ－ＨＡ

１． はじめに

第５事業年度事業計画策定において、長期間に及んでいる新型コロナウィルスCOVID-19感染症流行に触れておかねばなりません。第３事業年度の終わり頃から他国では流行が確認され、国内でも少しずつ兆しを見せていたCOVID-19ですが、第４事業年度の冬季の流行しやすい環境もあり、緊急事態宣言の発令、学校の一斉休校という、経験のない事態となりました。

第４事業年の終わりにはさらに大きな波となって現れる予兆をみせており、第４事業年度の教訓を得て、慎重かつ継続可能な支援の継続、事業の継続を行わなければなりません。

第４事業年度、事業に大きな影響を与えた事象
１）保育所等訪問支援の開業と同時の学校一斉休校
２）緊急事態宣言及び同業者での感染者確認による利用者離れ
３）事業拡大に向けた人員確保、スタッフ教育と同時に現れたコロナ流行による利用者減

これらの事象による事業への影響を回避できる体制を整え、かつ、現在もスタッフ教育を終えて、事業拡大に待機していたスタッフの活用を並行実施できれば、十分に事業を継続し、今まで影響を受けたところを回復できると考えております。

特に昨期の事業の詳しい状況、内容、またCOVID-19の昨事業年度に実施した内容等は第４期事業報告書に詳細に記してございます。ご参照いただいて、今期の取り組みについて御精読いただければ幸いです。

２． 事業実施の方針

先述の「第４事業年度、事業に大きな影響を与えた事象」にて挙がっているものについて、改善要素としている政府方針があります。

今事業年に関わる重要な政府方針
１）新型コロナウィルスCOVID-19感染クラスター発生に伴うもの以外で学校休校は行わない
２）（１）に関する部分的な休校は行うが、一斉休校等は行わない
３）３月～４月頃のワクチン接種開始の予測

COVID-19の流行は長期にわたっており、根絶するのは難しいのではないかという状況です。その中でワクチン接種は劇的に状況を変化させる要素として重要なものです。ワクチン接種に伴うリスクがすべて検証されているわけではありませんが、COVID-19感染による後遺症の報告もあり、周囲のワクチン接種による活動性の向上なども踏まえると、ワクチン接種に後ろ向きでもいられない状況になってきています。

ワクチン接種による副反応については世界的なワクチン接種により情報が少しずつ蓄積されてきています。アナフィラキシーショックなど重篤でありながら、対応自体がはっきりしているものが多く、通常のワクチン接種以上のリスクを感じさせるものは、現時点では聞き及んでいません。そのためスタッフのワクチン接種に向けた情報提供も行い、接種についてはスタッフの希望を尊重しながら、事業所としてはワクチンの接種に前向きに行動したいと考えております。

ただしワクチンの供給が始まり、高齢者、医療障害福祉分野には早期接種の機会があるかもしれませんが、

積極接種と慎重派に分かれると考えています。これは利用者についても同様だろうと予想しています。そのため現状、春ごろにワクチン共有開始と報道される昨今、流行拡大を最も懸念する今冬は前期以上の影響にも対応できる体制を目指す必要があります。

第４事業年度中に計画を実行段階へと移行する予定であったものが保留の状態となっています。新規店舗の建築などです。新規店舗建築計画については保留を継続しますが、計画に向けてスタッフ確保やスタッフ教育を完了している状況もあり、過剰な人員配備を改善するための方策については後述させていただきます。

第５事業年度についても、経営状態の改善と共に支援環境の充実に努めていく計画を示していきます。弊社の基幹事業である、法人全体の事業計画、児童福祉法に基づく事業「子 LAB の事業計画」の計画を大枠でお伝えし、その他の事業計画についても計画を後に提示します。

３．　法人全体の事業計画

１）新型コロナウィルス COVID-19 対策の継続

２）新規店舗建築は当面保留とその代案　　３）障害児相談支援事業所の開設

４）職員の配置状況の改善　　５）事業運営の適性化に向けた計画

６）他形態事業所の開設へ向けて

（１）新型コロナウィルス COVID-19 対策

昨期には事業所の構造体、もしくは物品等、さらに空気環境、換気環境、人対人感染対策、備蓄と支援環境の改善を図りました（第４事業年度 事業報告書参照）。

流行も長期にわたったこともあり、科学的検証がなされた対策が散見されるようになってきました。それでもデータの理論の整合性はあるか、当事業所の環境に適切か、運用は継続できるかなどを検討しなければ効果は上がりません。そのため前期の対策に加え、物理的で合理的な対策を中心として適切な範囲と思えるものを計画していきます。

[今期の追加検討の対策]

Ⅰ）喋るだけでも飛んでしまう「飛沫」を防ぐ。抗ウイルス空気清浄機 フォトンクリーナー追加導入
Ⅱ）ロボット掃除業務の導入（業務負担の軽減と衛生環境の改善）
Ⅲ）事務所環境（スタッフ環境）の改善
Ⅳ）冬季用ユニフォームの再供給
Ⅴ）ビタミンＤの積極摂取に関する教育
Ⅵ）加湿環境と空気環境の再調整（加湿器の追加＆空気清浄機とプラズマクラスター濃度の調整）
Ⅶ）新店舗における環境整備

[前期の対策]

ⅰ）施設・物品の抗菌・抗ウィルスコーティング（米国食品医薬品局 FDA 認証）
ⅱ）毎月消毒アルコール４ℓ 備蓄
ⅲ）業務用プラズマクラスター空気清浄機（６５畳 107 ㎡対応）の導入
ⅳ）プラズマクラスター扇風機の導入（２台）
ⅴ）常時使用・備蓄目的の緊急時に長期間使用可能なアクティブサージカルマスクの初期 150 枚、月 50 枚導入（抗菌・抗ウィルスマスク）
ⅵ）スタッフユニフォームの再供給

（ⅰ・ⅱ）は米国食品医薬品局（FDA）が効果を認証しており、施設・物品のコーティングを定期的に繰り返ます。そのことから事務所の構造体自体の物理的な環境の一定の安心を得ることはできました。また同契約から消毒アルコール４ℓ /月の共有を受けられるようになり、アルコールの使用環境のみならず、備蓄環境も整えられました。

（ⅲ・ⅳ）COVID-19 以外のコロナウィルスに対して効果が得られているものとして、プラズマクラスターが挙げられます。これらも効果が検証されつつあるようです。換気はもちろんですが、小型の空気清浄機やプラズマクラスター空気清浄機及び扇風機により室内のエアー環境は改善してきています。

（ⅴ）前期供給不足に陥ったマスクですが、そのような状況を想定し、COVID-19 も含めた抗菌・抗ウィルスサージカルマスクを導入し、長期使用にも耐えうるものを使用と備蓄を目的に状況改善を行いました。

（ⅵ）子どもとの接触は避けられない事業として、必要に応じてユニフォームを交換できるよう環境整備を行いました。

（ⅶ）新規店舗（単位分けによるものも含む）について、同様の環境整備を行います。

◎今期も契約が継続する対策
ⅰ）施設・物品の抗菌・抗ウィルスコーティング（米国食品医薬品局 FDA 認証）
ⅱ）衛生用品の備蓄　毎月消毒アルコール４ℓ
ⅴ）常時使用・備蓄目的の緊急時に長期間使用可能なアクティブサージカルマスクの初期 150 枚、月 50 枚導入（抗菌・抗ウィルスマスク）、医療用不織布サージカルマスクの備蓄（５００枚程度）
◎前期購入した備品や設備
ⅲ）業務用プラズマクラスター空気清浄機（６５畳 107 ㎡対応）の導入
ⅳ）プラズマクラスター扇風機の導入（２台）

上記に続く対策計画として、対面での相談支援に向けた環境整備を行う予定です。

（Ⅰ）喋るだけでも飛んでしまう「飛沫」を防ぐ。抗ウイルス空気清浄機 フォトンクリーナー試験導入

フォトンクリーナーを導入し、保護者面談やスタッフミーティングの際の対策としていきます。効果が実感できることは難しいかもしれませんが、実用に耐えうるようなら配備を進めます。
https://www.makuake.com/project/photon-cleaner/

（Ⅱ）ロボット掃除業務の導入（業務負担の軽減と衛生環境の改善）

通常の清掃に加え、アルコール使用の清掃など様々な衛生環境が求められる状況です。スタッフの業務は増加し、自動化できるものは自動化し、業務軽減を行いながら、衛生環境の改善に向けたロボット掃除機、床拭きロボットなどの導入も、予算の許す範囲で検討してきます。ロボット掃除機についてはタンクへのアルコール充填が可能であることは確認されています。それらを検討していきます。

（Ⅲ）事務所環境の改善

前期に雨水の漏水があり、それを機会に事務所環境の整備を行います。現在は PC 共有環境が一部あり、それらを大きく改善し、スタッフのデスクも常勤者は個別供給、非常勤者は非常勤者用のデスクを供給する予定です。また（Ⅰ）をスタッフ間に設置するなど、複合的に環境整備を行います。また環境改善に向けたレイアウト変更作業などが営業時間に干渉する可能性もあり、それらを最小限にするようシミュレーションと計画を行います。

（Ⅳ）冬季用ユニフォームの再供給
対人接触対策として『着替え』が必要な場合には対応できるよう冬季用ユニフォームを再供給します。物理的な対策としては最も分かりやす対策です。

（Ｖ）ビタミンＤの積極摂取に関する教育

COVID-19 感染者に高い確率でビタミンＤ欠乏状態が確認されており、後付け検証されることになると考えますが、ビタミンＤの接種を推奨がなされています。この件について情報を整理し、スタッフへと伝達していくなど、COVID-19 感染症の知識と対策に関して教育を行います。

（２）新規店舗建築は当面保留とその代案

現状の展開ではワクチン接種が広がったとしても、その広がり具合やコロナウィルス自体の変異のしやすさなどから総合的に勘案すると、今後の事業継続のためには支出は可能な限り抑制し、内部留保増に加え、それらを緊急時対応に回せる必要があります。

そのため基幹店舗の新規建築計画は見通しがCOVID-19流行の状況に目途がつくまでの間､当面保留します。

しかしスタッフ教育なども積極的に行った専門スタッフなどが余剰になっている現状は解消しなければなりません。そのため新規建築ではなく、新規店舗もしくは単位分け（１事業で２事業分の定員が認定される制度）を活用し、収支の改善を図ります。現状では単位分けを念頭に計画を進行しています。

これらの計画の中心として挙げている事業形態は児童発達支援事業です。放課後等デイサービスについてはサービス提供時間の計画上、新規店舗では併設しないことも検討しています。その理由は児童発達支援事業で専門的に環境整備された、同世代の子どもたちだけで支援環境は少ないと考えているからです。そして児童発達支援時量の利用者増により、潜在的な保育所等訪問支援事業利用者の掘り起こしを行いたいということが挙げられます。上記により保育所等訪問支援事業の保育所・幼稚園・子ども園への訪問の件数の増加を見込み、幼保園から小学校への引継などでの連携について深めていく取り組みに発展させていきたいと考えています。まだまだ認知度も低い保育所等訪問支援事業ですが、その最大の特徴である機動力と連携力を活かせるよう、早期支援である児童発達支援事業を利用する子どもたちへの支援と並行して行います。

現在の子ＬＡＢでは未就学児を支援するための物品の数などでは必要十分な程度には整備されてきています。しかし「より狭く」、人との接触頻度を高め、「より個別的」に、「よりコミュニケーション発生頻度を高く」など様々な点を考慮すると、環境面で大胆な変更が必要となります。

それを現事務所で行うと今度は失われる機能も多くあり、新しい形態での支援の必要性を感じているところです。

現在の予定では単位分けに必要な人員は昨事業年度の体制に加えて３名程度です。

計画案	事務所賃貸料	必要人員	予想されるその他経費
新規賃貸店舗	20～30 万円	５名	100～500 万程度
単位分け	10～15 万円	３名	50～200 万程度

上記、計画の成否に関わる要素ついては経費的なものもありますが、スタッフの確保及び支援の質・環境の低下を招かないことです。現在、必要人員に対するスタッフの確保の状況をお示しします。

計画案	必要人員	不足人員	内、既存スタッフ	内、内定スタッフ
新規賃貸店舗	５名	５名	１名（育休中）	１名（4月採用）
単位分け	３名	３名	１名（育休中）	１名（4月採用）

収入に関しては初期の子ＬＡＢを見て頂ければ参考になるかと思いますが、初事業年度 4～11 月までで約 1350 万円の収入がありました。現在の認知度があれば、利用者が集まるスピードがもう少し速くなるとは予想しますが､逆に放課後等デイサービスがない事による逆作用もありえますので､同等程度の収入と想定し、計画を進行します。

仮想的に2021年6月開業を想定すると、単位分けでは支出は賃貸料90万円（駐車場等含む）、新たな人件費 500 万円程度を見込んでおります。それ以外の物品等の支出は一時的なものであり、大きなものはあまり見込んでおりません。事業が安定化するまでは最小限で運営していきます。

［2021.06～2021.11までの単純な仮想収益］

計画案	収支	収入	支出	内、賃料	内、人件費
新規賃貸店舗	+200万円	900万円	700万円	150万円	250～350万
単位分け	+350万円	900万円	550万円	90万円	250～350万

このスタッフ配備の計画から残りの１名は事業所の給付に関わる利用料の加算を減らしてスタッフも減らす、またはスタッフのやり繰り等で回すこと自体は可能ですが、新規スタッフを新しく配備し、中核スタッフを各所に配置することが理想的であると考えております。そのためにも準備を進めながら、採用状況を見据えて実行に進めていきます。

必要な物品に関しては、新規賃貸店舗ではスケルトンの物件などでは大きく状況が変わります。ただし現状、条件に適合する物件もありませんのでこれ以上の想定は控えさせていただきます。そして単位分け物件に関しては現在、交渉段階です。それらを整備するため必要な物品はそれほど多くはなく、経費も多めに想定し、収入減をある程度吸収できるようになっています。

収支の面ではそれほど心配すべき状態はありませんので、本業の支援サービスを専門的に利用児、保護者、周辺支援者へと還元していくことに専念すればよいと考えています。

そして今までもそうでしたが今後の新たな展開までの期間をスタッフの様々なチャレンジの機会を作っていきます。そのため専門教育だけではなく、地域連携や地域の支援者間のコミュニケーション機会の増加など、コロナ禍により促進されたオンライン環境などを活用できる一助を構築していきます。

その一端として前事業年度で実践を開始した、オンラインによる専門家による研修機会を社内研修のみならず、地域支援者などにも少しずつ開放します。無料・有料など様々な形での開催を計画します。また保護者支援もオンラインを含め、継続的に行えるよう、COVID-19などによる支援の断絶を招かない環境づくりも行っていきます。これらを行うことで法人自体の存在価値を高め、地域における役割を自ら構築していくものを計画していきます。

（３）障害児相談支援事業所の開設（2020年４月開設予定）

津市の相談支援事業者は減少傾向です。２０２０年５月現在、３８事業所の内、８事業所が休止しています。そして３８事業所の中には子どもを利用対象としていない事業所もあり、その反対もあります。

活動中の相談支援事業所数と増減	３０事業所　（８事業所が休止中）
津市相談支援事業所一覧表	http://www.tsusoudan.jp/posts/news12.html

現在、津市の相談支援事業所の閉所・休止が相次いだこともあり、他市の相談支援事業所や発達支援センターへの依頼が多数行われていると聞きます。当事業所でも利用者の希望を受け、他市事業者への紹介を何度も行っています。

以上のことからもはっきりと成人、子どもともに相談支援専門員が不足し、相談支援専門員一人当たりの利用者数は激増し、みなさん激務が継続している状況が理解できます。それらを改善し、地域に貢献するための事業として考えています。当然、収支を考えることは必要ですが、担当スタッフの生活に多大な影響を及ぼさないよう、状況に任せて相談件数ばかりが積みあがり過ぎないよう、良好な就労環境、生活環境が得られるよう、スタッフ一人当たりの件数は調整し、継続可能な運営を計画し、モデル化していきます。また利用者の受入人数の増大はスタッフの育成や増員などにより対応することを念頭に対応します。

（４）職員の配置状況の改善

児童発達支援及び放課後等デイサービスでは職員の育成を念頭に少し多いスタッフを雇用し、各分野へと配置します。そして新規店舗計画へと反映させるよう、実際にそのように運用しています。

保育所等訪問支援及び障害児相談支援事業所はスタッフの増員が必要です。しかしこれらスタッフは専門職との情報共有だけでは十分とは言えず、議論し、前向きに計画を立て、多職種連携のもと支援を統一し、結果を評価して計画を改善する。これらのサイクルを稼働し続ける必要があります。

保育所等訪問支援では保育士、幼稚園教諭、小学校以降の教諭経験者、またリハビリテーション専門職や心理専門職など訪問先では少ない専門スタッフが必要です。相談支援は上記スタッフに加え、ケアマネージャーなどの職能を持った人材も求められる上、相談支援専門員の資格を所持していなければなりません。

そのため簡単に増員は可能とは考えられませんが、積極的に専門職の獲得に向けた活動は行っていきます。またそれらが行われることにより、スタッフの就労環境の改善も行っていきます。

配置予定	増員を計画する職種	増員数	時期
保育所等訪問支援 を中心とした 障害児通所支援事業	小学校教諭経験者(５年以上) 特別支援教育士	１名	早急に増員したいが専門的な知識が必要かつ事業知識や連携情報について伝達が必要で慎重に検討する。
障害児相談支援事業	相談支援専門員	１～２名	相談支援専門員資格所持者で専従できる方、かつ子ども・障害・福祉・医療分野等の経験者を早急増員したい。
児童発達支援 放課後等デイサービス を中心とした 障害児通所支援事業	保育士 小学校教諭経験者(年数不問)	１～２名	保育士経験者で知識や経験豊富な方を期間をかけて募集する。 小学校教諭経験者で特別支援に興味ある方を期間をかけて募集する
児童発達支援 放課後等デイサービス を中心とした 障害児通所支援事業	言語聴覚士	１名	構音訓練だけではなく、コミュニケーション要素としての言語について意欲のある方を期間をかけて募集する。
児童発達支援 放課後等デイサービス を中心とした 障害児通所支援事業	公認心理士 臨床発達心理士 臨床心理士	１名	心理支援の専門家で通常の心理支援だけにこだわりの無い方、様々な方法を柔軟に取り入れ、研修等に積極的な方を期間をかけて募集する。

（５）事業運営の適性化に向けた計画

前年度、事業規模拡大に伴い、会計適性化を目的に、三重県四日市市の黒田公認会計士事務所と顧問契約を締結しました。そして経理・会計上の課題を指摘され、スタッフの事務手続きの適性化を行いました。また今回の事業決算書作成についてもご協力頂き適正化を図りました。

昨期の適正化事案については継続運用することが重要であり、その体制をより強化する整備を行っていきます。また来事業年度での「認定ＮＰＯ法人」の認定取得を視野に適切な運用強化と事業運営の透明化を進めていきます。そしてCOVID-19流行下の厳しい状況にある中、他者に頼ることばかりではなく、今後も賛助会員数の増加のためには適切な法人運営が求められ、理念や活動に賛同していただける必要があります。

そのため今年度の目標として「グッドガバナンス認証」を掲げます。会計等だけではなく、多角的に法律的にも倫理的にも適切な運用を外部組織に評価していただこうと考えています。

また特定非営利活動法人として法人の理念や活動を伝え、共感を頂きながら、寄付や協賛、会員としての入会などをして頂けるよう、社会的投資が進む社会実現をするための「ファンドレイザー」を育成したいことを提起し、収支の状況などが許せば育成に向けて計画を実行していきます。

そして最終的には第三者評価も視野に入れて活動を行っておりますが、施設規模や事業種拡大に合わせた変化も必要な状況です。そのため事業が一定の落ち着きを見せた際に評価を受ける計画をしていきます。

（Ⅰ）認定NPO法人：https://www.npo-homepage.go.jp/about/npo-kisochishiki/ninteiseido
（Ⅱ）グッドガバナンス認証：https://jcne.or.jp/
（Ⅲ）日本ファンドレイジング協会：https://jfra.jp/activities

（Ⅰ）　（Ⅱ）　（Ⅲ）

６）他形態事業所の開設に向けて

先述の通り、事業計画を進行する中で議題として挙がっているのは新規児童発達支援事業のサービス提供時間（８：３０～１５：００）程度としようというものです。それ以降の１５：００～の時間帯を新たな事業展開に活用できないかと考えています。

現時点ではスタッフを分散せず、一か所に集中して、事業所全体でレベルアップしていく計画です。そのため津新町事務所の周辺でスタッフを分散せず、保護者・介護者支援の日中一時支援、フリースクールやナラティブスクール、ICTと就労に関連した技術関連支援専門の事業所など他形態での事業展開も検討しています。これらは開業を今期ベースで考えているわけではありません。利用ニーズを抱えている人たちの希望や事業形態の模索を行いながら、ゆっくりと進めていきます。

４．　子LABの事業計画

児童福祉法に基づく事業「子LABの事業計画」

１）保育所等訪問支援事業の設備環境拡充と情報共有環境強化

２）保育所等訪問支援事業の機能強化　　３）障害児相談支援事業の機能強化

４）就労に向けた取り組み　　５）成人後の障がい者生活支援への視点

１）保育所等訪問支援事業の設備環境拡充と情報共有環境強化

津市教育委員会との話し合いや幼保園の園長、担任の先生、学校関連では学校長や特別支援コーディネーター・特別支援教諭、担任教諭などの皆様と様々に関わり、コミュニケーションを重ね、情報を共有し、支援を統一し、家族と共に前を向ける環境が少しずつ整ってきています。

これらは大変忙しい幼保園の先生方や小学校以降の教諭等の協力のもと、現場の支援と家庭の連携が実ったものです。しかし訪問支援事業自体が活性化するに至ったとは考えられるほど、事業所数も支援件数も多くはありません。

保育所等訪問支援事業がうまく活動できれば、保護者、担任、福祉支援者など、家族を含めた多職種が統一された関わり方の中で子どもが多くの時間を過ごすことができます。それだけで支援強度・継続性は大きく高まり、支援がより進んだ状態で維持できます。当面の間、スタッフ教育以外に環境強化に務め、福祉事業者が提供できる情報の種類を増加させ、そして情報等を適性化・簡易化し、支援者間、多職種間の協働関係の強化に努めます。

特にGIGAスクール元年、小中学生にタブレット各１台環境となり、ICT機器による自助は導入しやすくなります。自分に必要な支援を自分で用意し、活用し、子どもが主体的、能動的にこれらを活用しながら、活動に積極的になれるよう、使い方や機器の充実、応用的な使い方、合理的配慮の求め方や実績の積み上げなどを行えるよう、スタッフ教育も含め、常勤スタッフ各１台のタブレット使用環境化を計画します。

これは資金的な部分で調整は必要となりますが、子どもや保護者、専門家に求められた時点で速やかに情報を提示・提供できるよう、スタッフ自身が操作やアプリケーション、ICTの活用に明るいことの必要性を感じており、オンライン教育やオンライン支援などの必要な環境とも重複するため、積極的に計画を行います。

またCOVID-19流行による影響でオンライン環境やテレワーク環境などがかなり進んだところまで多くのところで到達しています。そして来年度のGIGAスクール構想の中、学校でのWi-Fi環境が整備されていくものと考えます。感染対策だけではなく、忙しい先生方の隙間時間や子ＬＡＢスタッフが移動時間を削減して、スケジューリングの柔軟性を向上させること、１分でも多く共有する時間を持てるよう、オンラインでの面談等の体制も整備していきます。

これらは障害児相談支援事業の面談等とも重複するところでもあり、予算の調整は必要ですが、できれば早期に整備をして、より進んだ支援体制、多職種連携体制となるようにしていきます。

２）保育所等訪問支援事業の人員強化

現在、小学校教諭経験が豊かなスタッフ１名が中心となり、事業を中心となって進めています。そこに医療職S.E.N.Sや医療職（理学療法士・作業療法士・看護師）、保育職、管理栄養士など多職種が参画し、事業をより高めるために日々努力をしています。

それでも大変な職務環境である訪問先で時間を頂戴して、様々に支援について協働することは訪問支援員にとっても大変な努力を要します。そのため児童発達支援・放課後等デイサービスでの事業に従事する専門職には専門外の知識を身に付け、訪問支援者として活躍できるよう外部研修や資格取得への積極参加を促しています。

人員を強化すると共にそのスタッフが提供できる情報の質・量ともに高めていく必要があります。やはり訪問先の先生方と協力関係を築くためには、情報共有だけでも大きなことではありますが、それ以上にこちらの専門性や特殊性を提供できることの必要性は問われると思っています。それらは順次、スタッフ教育や法人の環境整備で整えていきます。

その一環のスタッフの専門教育として、系統立てられた教育を目的として、専門資格の取得を進めて言います。先述の通り、専門資格一つで何かが変わるわけではありません。しかし努力を継続することは大切であり、そこを認めていただける取組と思っています。

特別支援教育士S.E.N.Sの取得計画はすでにカリキュラム終盤の者が２名、始めたばかりの者が３名、徐々に進行しています。COVID-19流行により、前期は一切のプログラムが停止してしまいましたが、来期の再開があれば、新規取得者が期待されるところです。

また前期から始まった認定NPO法人 EDGE（エッジ）によるLSA学習支援員取得者も3名見込んでいます。また公益社団法人子どもの発達科学研究所による『こころのアテンダント』･『学びのアテンダント』をAdvanceまで習得するなど様々な興味を持って活動を膨らませてきました。

さらには放送大学へ入学したスタッフの卒業も見据えるようになり、心理職関連の研修を終え、臨床発達心理士取得へ前進しました。来期は臨床発達心理士取得のための指定講習会プログラムが一部オンライン化されるとの話もあり積極参加をする予定です。

心理支援環境の充実についても、COVID-19流行の状況の許す範囲で拡大していきます。全国的にWISC-Ⅳの受検が必要な支援強度の強い子どもが受検待機していることが多くみられます。これらはトレーニングを積んだ心理関連専門職の活用により、当法人でも運用が開始できます。特別支援教育士（以下、S.E.N.S）はその一つとされています。現在、S.E.N.S取得者１名、S.E.N.S取得カリキュラム在籍者５名おり、状況をみて計画を進めます。また心理に関する知識の強化や事業所内の支援に心理色がさらに加わり、般化されるため、臨床発達心理士の取得に向けた活動も進行します。

上記の状況のように多数の専門職が関わり、それの一助となるため訪問活動を行えるスタッフは一定の専門性を持ったものである必要があります。そのため法人としての研修環境をより一層高め、系統立てて研修が行えるよう指針を定めるように運営を行います。さらに専門職として経験のある公認心理士など心理職の採用なども検討課題として挙げていきます。

そして多くの費用を法人が拠出、スタッフの専門性向上を支援し、事業所の質の向上に努めてきました。資格取得でその人のスキルが大きく向上したということはできませんが、その人が自信を持てるきっかけになること、またそのバッジや肩書で一定の評価や判断がなされることも確かです。

法人としての資格取得に対する目的は「網羅的に目的とする知識や技術を学ぶ」、若しくは「特定の知識や技術を専門的に学ぶ」ことしかありませんが、これらにより様々なところで協力関係が得られやすいのであれば持っておきたいという思いもあります。そこから自分に必要なもの、足りないもの見つける知識などに活用し、新たな挑戦に向かうスタッフを支援するということが法人としてのスタンスです。

以上のことからも、訪問先と初対面の際から良好な関係性を築いていく一つの手段でもあり、専門性を持つ相手として最初から支援の専門的な話ができることも含めた、スタッフの専門性の向上であると考えています。

３）障害児相談支援事業の人員強化

全国的な傾向は分かりませんが、津市では相談支援専門員の不足、相談支援事業所の減少が止まらず、利用者が支援計画を策定してもらうために待機期間があること、一部の適正な相談支援事業所を除き、サービス支援計画書の再作成や保護者への説明及びサイン、モニタリング、実際にサービスを実施している事業所へのサービス支援計画書の配布が事実上、行われていない状況が見受けられることが課題として挙がっています。

さらに言えば、事業所数の減少などの影響や管轄権・監査権を持つ行政機関があまりはっきりしない制度上の問題点などから、行政はそれらに対して指導できない情勢です。

事業としては相談支援専門員が過剰な利用者を抱え、多忙すぎ、負担過多な状況であり、スタッフの離脱など事業継続が難しい要因として考えられています。利用者からすると全く関係の無いことですが、実際には上述のように必要な過程が削除されるなどの状況に陥ります。また現実を変えるためには適切な事業形態とスタッフの育成、収支が見合うことが求められます。現状制度設計でうまく乗りこなし、状況の改善を待つことばかりが上策とは限りません。これらは改善する必要があるものです。

このことからNPO団体として取り組む価値を見出して開設し、早期から機能強化を図るものです。

障害児相談支援事業所自体は支援のスタート地点であり、設計図を描く基幹であり、計画見直しの際には関連各所を繋ぐコーディネーターです。そして待機児童がいるということは支援が始まらないことを意味します。これは利用者にとって非常に大きなターニングポイントが外部的な要因により遅滞してしまうことを意味します。

開業後も事業所が少ないことにより、早期から一定数の利用申し込みがあることが想定されます。ただし相談支援事業者の減少により、激務が継続することが想定されるため、計画的な開業と運営方法について相談し、身の丈にあった、そして丁寧で充実した支援が可能な利用者数での運営を行う計画です。そのため収支についても検討し、経済的にも継続可能であることと丁寧な支援を共存させた事業形態を構築していきます。多くの利用者を抱えることが地域の一助になることは理解していますが、スタッフ自身の生活を大切にし、利用者の計画も丁寧に行え、法人経営的にも圧迫されない、この 3 点を見据えて徐々に運営規模を高めていく計画です。

そしてスタッフの育成や即戦力などの獲得なども目標として計画を進めていきます。

相談支援事業の職能を持つものは福祉分野で言えばケアマネージャーなどを持ち、経験を持つ者などが考えられますが、福祉や医療、教育、心理、介護など複合的な分野で活躍してきている人員かつ相談支援員要件を満足させる人員を検討しています。現在のところ、法人スタッフ１名だけが、その条件を満足させています。そのスタッフを軸にしながら、今後の展開を見守りながら、2020 年 4 月開業に向けた準備も並行して実施していくものです。

相談支援事業の根拠法や制度設計により、今後、障がい児相談支援事業所が収支を保ちながら、事業所数が増加していくことはハードルが高いと言わざるを得ません。収支を改善するにはスタッフ数を増加させ、また２４時間体制を整備し、これらを維持することが必要です。それにより加算が大幅に向上するなどし、収支が改善します。しかしスタッフを増やさなければ収益が伸びないということは事実上、収益を望む事業者にとっては非常に厳しい要件です。これらを解決するには、収益性だけを求めているわけではないＮＰＯ法人が役立てる一つの分野だろうと考えています。一定以上の相談支援専門員の確保と最低限の収益体制でも維持できる事業環境が必要です。赤字ではなく、スタッフの満足度も一定以上に保つということ、両者を満たすよう事業計画を行っています。

そして子どもや成人障がい者の支援環境改善のためにも子どもから成人、老年期まで様々なサービス支援が行える総合施設としての役割を最終的な目標として掲げて運営をしていきます。

４）就労に向けた取り組み

日中一時支援事業のスタッフ養成、環境構築（開業計画は未定）を検討課題に挙げています。それは利用者が 18 歳以上で子どもから成人の福祉サービス利用への意向を経験するようになってきているためです。

就労活動を支援するために就労関連福祉サービスがあります。しかし必ずしも一人一人に適応となる地域環境や施設環境ではありません。そして本人の目標によっては、サービスを活用して将来を描けるか、自分の将来設計と照らし合わせ、自由度が低いと感じないか、自宅での生活を選択し、緩やかに将来に向けてた

活動をする方もおられます。そして極端と考えられるかもしれませんが、利用者が自ら起業も視野に入れることもあります。

法人の方針は「総合的な障がい児者支援事業者」を想定し、事業実施するものですが、その中で一般企業への就職の門戸を開けることができず、就労サービスも考えられない利用者がいることに気づかされます。

利用者の選択はその時により様々ですが、それらの解決策として、保護者や介護者のレスパイトを目的とした日中一時支援の活用を考えています。上記のような状況にあっては、家族などの介護者の負担は大きく、レスパイトが求められている状況は必ず存在します。

日中一時支援は支援される対象が保護者や介護者であるため、一定時間施設で過ごすことを目的としており、障がい者自身への支援課題は特段設けられていません。そのため事業者としての収益性は高くはなく、開設要件も高くはありません。こちらの裁量で活動内容もある程度規定でき、活用可能性は高いものと考えています。

もちろんレスパイト目的外での使用は支援目的とは違うため、行政からの支給は許容されません。しかし上記の多くの方々はレスパイトが必要な環境であり、そのレスパイトの時間を有効活用する、二次的な効果を求め、事業環境を整備し、開業の可否を定めていこうと考えています。

開業に向けた課題として、利用者が様々な経験値が積めるかということ、それらを深めることも可能であることが求められる形と想定しています。内容としては現在、子ＬＡＢでも行っている 3D-CAD の習得とそれをもとにものづくりを行う３D-プリンタの活用の習得、３D-レーザーカッターによるものづくりも計画していきます。

そして Python や Delphi など本格的なプログラミングの習得とも絡めて活動を深めます。ここで言うプログラミングは現在の教育に導入されているプログラミング思考の習得ではありません。プログラミング言語を用いて、実際に作動させるところまでを言います。そして自分で作ったものを接続し、運動を制御していくところまで実行することにより、手に職、手仕事の習得などを踏まえた活動になります。そのため木工房のような機能、ミシンなどの手芸などの環境も整えていけるような形を考えます。

上記のような想定は障害の多様性にも合致すると考えています。設計やプログラミング制御といったところは肢体不自由児などが適切な環境を得て行い、製作部材の接続や単純な作業などには発達障害や知的障害などでそれらの活動に適性のある当事者が行うなどです。今後は障がい者同士が住み分け、活動を行っていくようなこともありうるのではないかと考えています。

これらの活動により、障がい者は生産性が低いなどと議論されるような旧態依然とした自体もなくなり、苦手を補い合い、これらの活動を後押ししてくれる環境が整えば、クオリティの高い、生産性の高いなど多くの付加価値を得た職能の獲得が可能になっていくのではないかと考えています。

これらを成功させるためには法人スタッフの育成はもちろんですが、スタッフ自体が様々な趣味や活動に興味を持って噛り付き、仕事中にチャレンジし、子どもと一緒に体験してみるということが必要です。そのためにもたくさんの遊びや活動の要素を子ＬＡＢに持たせていく必要があります。それらが広がって、初めて子どもたちに十分に提供できると考えているからです。

上記を実行するには加えて、支援場所の検討が必要になります。そこは新事業形態にも関わってくるところかもしれません。事業所全体としてレベルアップしていく段階であり、事業所の拡散は最小限にしていく計画の中、可能かどうかということも検討課題となります。

最終的に日中一時支援という形ではなく、根拠法のない、一般企業と同じような自由な事業として活動す

る可能性もあります。様々な形態を検討し、開業の是非も含めて、可能性を探っていきます。

５）成人後の障がい者生活支援への視点

障害児相談支援事業所は今後、遠くない将来には成人の相談支援事業も開始することを見込んでいます。成人後の障がい児者支援を見据えて設立しており、すでに活動自体は始まるところまで来ています。

子 LAB 利用者には児童福祉法に基づく支援サービスの受給は終了し、成人支援サービス受給へと移行していく利用者も現れ始めています。それらの中には身体的な課題以外にも生活能力や就労に関する力など様々に必要となる能力があります。それらをどのように解決していくか、それらをコーディネートする仕事や支援する仕事、生活自体を見守る仕事など様々な形があります。

それらをどのように繋ぎ、法人として形作っていくか、経営的な基盤を築いていくかを課題として見据え、今後も活動して参ります。

５．　その他の事業計画

１）「学ＬＡＢ」の運営計画について	２）「体ＬＡＢ」の運営計画について
３）「親ＬＡＢ」の運営計画について	４）「イベント・体験事業」の運営について
５）「講演・講習会事業」の運営について	６）「3e-LAB」の運営について
７）法に基づかない新規事業の検討	

１）「学ＬＡＢ」の運営計画について

現在、利用登録者２名。今期中に１名に減少することを予定しています。そうなり次第、機能再編、事業再編を行っていく予定です。上述の通り、児童発達支援事業所として単位分けで新たな事業の計画が進行中であり、その中で事業所の空き時間を活用するようにしたいという意向があり、その中心を担っていくのが学ＬＡＢということになっていく予定です。ただし新事業がスタートしても、再編が終了するまで新規募集は停止する予定です。

学ＬＡＢという名称からか、子ＬＡＢの情報からか学習支援というところが情報として先行してしまいました。それらは法人としての想定を大きく上回り、発達障害や学習障害を持つ子どものキャリア形成の支援は多く経験させていただきました。しかし就労や趣味・余暇の支援、心理的支援などに手が回ることは非常に少なく、もっと実験的でチャレンジングな活動を行いたかったところもありましたがそうはなりませんでした。何を行っていくか、まだまだ煮詰まってはおりませんが、子ＬＡＢが落ち着き次第、取り掛かっていく予定です。

２）「体ＬＡＢ」の運営計画について

以前と変わらず、小児の足部障害の予防や障害サポート、靴の処方箋などの作成、アスリートから不器用な子どもも含めたスポーツ支援、または子どもの周辺にいる保護者などへのサポートを行っています。

発達障害児を中心に偏平足などから始まる足部障害が多くみられます。近頃の靴の柔らかさ、特にヒール

カップ（靴の最後部：踵を支える部分）の柔らかさは目を引き、子ども自体の過大な関節可動域も加わり、アーチ形成ができず、足部変形や局所的な疼痛、その後の発達の阻害因子となっていることが多くみられます。

また医療機関等で作成された装具、インソールの確認などの依頼を受けることもあります。装具に不具合が生じている場合には修正は難しいため、作成した医療機関に情報提供し、現在の状況に合ったものに修正も含めて検討してもらえるよう依頼します。インソールなどはどうしても不具合が強い場合には簡易的なインソールを個人に合わせて作成します。場合によっては肢体不自由児の靴内部の接触がきつい場合などにおいて、靴の部材を交換したりするなどしています。これらの活動を小規模でゆったりと継続可能な状態で続けていきます。

３）「親ＬＡＢ」の運営計画について

スタートしてから保護者の方と茶話会や研修などにより、交流を深めることができていました。今後も工夫して実施していく予定で折りましたところ、COVID-19 流行によりすべてのスケジュールが中止となってしまいました。今後も下記を中心に運営を行っていきます。

ⅰ）茶話会
地域の美味しい話題の茶菓子をご用意します。そしてお茶、コーヒー、紅茶などを楽しみながら、テーマに沿って保護者通しが会話をしたり、子ＬＡＢのスタッフが話題提供や情報提供を行いながら、楽しんでもらうものです。その中で不安を話せる、新しい情報を得るなどに繋がっていけばよいと思っています。
ⅱ）LD・ADHD 等の心理的疑似体験プログラム
日本ＬＤ学会監修の保護者や支援者などの大人がＬＤ・ＡＤＨＤの子どもたちと同じような心理状態を体験するためのプログラムです。以前は研修なども付加していましたが、今後は単体、短時間で終了できる形を想定しています。
ⅲ）研修会
保護者向けの子どもとの関わり方などに関する研修です。このプログラムをすれば子どもは伸びる！といった内容が保護者にとっては受けが良いのかもしれませんが、そうではなく、実際、どうやって付き合えばいいの？という、保護者として経験している疑問、保護者あるあるにテーマを決めて回答し、一緒に考える機会としています。

４）「イベント・体験事業」の運営計画について

農業や食に関連するイベントを中心に実施してきました。また保護者同伴での参加も参加条件としています。今後もその方針は変わりません。これらは子どもが絶対にしてはいけないと考えられる行動をしない限りは行動を制限されず、保護者からも怒られず、子ども同士で反応し合う、子どもと大人で反応し合うことを目的としてます。

人や環境と接触して人は初めてそれらを意識した行動について考え、コミュニケーションを取り、習熟すると考えています。しかし保護者から事前に行動を制限される場合も多く、そして理由を理解する前に怒られ、行動の多くをその時は辞めるということに繋がっていきます。そのためその時は修正できても、なかなか日常的な行動として修正されることは難しいということが起こります。また保護者との関係も主従関係のような形になりがちです。

このように保護者が寛容的に見守り、子どもの行動を観察し、結果がどのようになっていくかまで見守ることは思っている以上に少ないのです。その関わり方の中でスタッフと話をしたり、他児、他児の保護者の目線を気にしないで済むような「こころもち」の保ち方なども重要です。保護者は子どもの行動よりも、他者からの厳しい視線を気にしているということも多いからです。

子どもは芋掘りに来ても、芋掘りを強制されることはありません。芋を切っていても怒られません。切っていたら環境を変化させ、もったいないことが起こらないようにするだけです。親は言葉をかけたくなりますが、子どもとの協同作業に専念してもらいます。子どもはその環境に自分なりに参加していればよいのです。その中でしか見られない楽しさや子どもの本当の姿が現れたりする、成長の大きなヒントが広がっていたりするからです。

このように大らかで寛容な活動を展開していく予定です。活動は農業・食を中心に考えていますが、内容を特に定めているわけではありません。しかし協力者や安全で子どもを自由にさせれる環境を整える必要があり、それらが実現できれば様々な活動にチャレンジしていきます。

今後、COVID-19流行状況によりますが、『シリーズ米』、『シリーズ芋』は行っていく予定になっております。

５）「講演・講習会事業」の運営計画について

昨期には外部専門家をお招きしたり、ＺＯＯＭでご招待したりして行った社内研修会が２件でした。その研修会にスタッフの周辺支援者をご招待して参加してもらう程度の活動しかできませんでした。要因はすべてCOVID-19流行によるものです。

昨期に外部専門家をお招きする計画は少なくともＩＯ件、そうそうたる面々にご登壇いただく予定だっただけに残念ではありますが、機会は今後も得られると考えており、先生方と初期の関係づくりができただけでもプラスに捉えて活動に活かしていきます。

今後はZOOMの環境や使用方法も般化され、当事業所でも十分に活用できるようになりつつあります。そのため積極的に外部専門家をオンラインで招聘し、研修会を行っていったり、場合によっては法人スタッフを登壇させたりしながら、少しずつ活動を増やしていきます。

もちろんCOVID-19流行の状況やワクチン接種による状況の変化に伴って、当法人へと外部専門家をご招待して、研修会などを行いたい意向はありますので状況に合わせて行動していきます。

６）「3e-LAB」の運営計画について

現在進行中のプロジェクトとしては利用者情報、利用履歴、個人情報、実施記録などのデータベースと機動力を持ったアプリケーションの連結です。現在は利用者情報の集積と支援実績は分離されておりますが、それらを実装すべく、計画しています。

開業当初より簡単な実施記録アプリケーション、利用者情報蓄積アプリケーションとして可動式ました。その中で多くの既存のアプリケーションの活用も検討してきましたが、大企業製品については汎用性は高く、個別性が低いため、子ＬＡＢのようないろいろなことをしたい事業には適合しませんでした。また比較的小企業の製品は汎用性もある程度あり、個別性は高いため導入も検討しましたが、昨期にはお断りすることになりました。そのため多くの失敗もあり、修正を加えながら、少しずつ計画を進めてまいりました。その間、保育所等訪問支援事業が加わり、来期には障害児相談支援事業も加わります。

現時点ではそれらをすべて統括することは難しいと言わざるを得ませんが、障がい児通所支援事業に関わるところは連結し、総合的に管理できるアプリケーションソフトになればと考えています。

また今期には子どものための本の管理、そして支援者のための専門書籍のデータベース化を予定しております。試験的に導入しているバーコードリーダーを活用し、ISBNから書籍情報を参照でき、それらをデータベース化して行くことができています。それらを運用に耐えうる形に変更していきます。

そうすることのメリットとして、支援者用の専門書籍は子ＬＡＢは通常以上に大量にあります。それらを周辺の支援者へと貸出できるシステムを構築したいと考えています。専門書籍は非常に高価なものも多く、また多くある書籍の中から良書をお勧めできるような形にできればと考えています。

また子どもの書籍についても子ＬＡＢが活用しているもの、活用に適さなかったものなどを個別にお伝えしながら、保護者や支援者にお伝えできるように、またホームページ上で蔵書一覧を公開できるようなシステムの構築をしていきます。

最後に開業初期に開発した勤怠管理システムをより高度で便利なものに改変し、法人内の作業を効率化していくことを進めています。

以上のことを進めながら、地域や同種事業者の事業のスマート化に協力できるような事業にしていきたいと考えます。

７）「法に基づかない新規事業の検討」の運営計画について

子ＬＡＢは児童福祉法に基づいた事業を行っています。学ＬＡＢ以下はすべて法に基づかない事業形態です。それらを子ども・成人など、障がい児、定型発達児、様々な一般社会としての区分がありますが、それらも無視して、何が求められているのか、どのようなものが必要か、既存のシステムで賄えるか、新規の事業が必要か、０ベースで話し合っています。

障害者就労で言えば、障害を持つ成人の方々が苦手を補う形（上述）などもその一つです。しかしそれには多くの人が必要になるかもしれません。そしてそのためには高いオリジナリティーや価値を生み出す人材があり、それらを支えるような形になるかもしれません。

つまり一つひとつの事例を適当なビジネスモデルに置き換えながら、立ち上がりを支援したり、ともすれば資金を援助したりする支援が必要な可能性があります。

社会には助成金や補助金のようなシステムが行政・民間でもあります。それらを最初から当てにすることは適切なのか、ということを言われたりしますが、新しいものを立ち上げることを支援するためのベンチャー支援と変わりない状況を作り出せれば、それらの批判もなく、支援してくれた団体にも結果をもってありがとうを伝えられるのではないかと考えています。

障がい者が作ったから買ってもらえるという面は少なからずあります。それらが良い、悪いではなく、「障がい者の方々が頑張った」が表に出ても、それだけではなく、品質やオリジナリティーなどを評価されるシステムがあって、初めて強力な障がい者の自立の原動力になるのではないかと考えています。

学校にいけない子どもたちの支援で言えば、フリースクールなどに焦点が当たりがちですが、そのフリースクールでさえ、ナラティブフリースクールなどの新しい形が注目されるなど、変化が望まれて、形を変えることは多くあります。

自分たちですべてを解決できるとは思っていませんが、何が必要か、常に考える団体でありたいという思いをもって、ありとあらゆる可能性を事業に変換できれば、スタッフも面白い活動ができ、利用者も面白い活動ができる、世間的にも楽しい空間ができる、たくさんのたのしいが提供できるのではないかと思っています。

６．　事業の実施に関する事項

（1）　特定非営利活動に係る事業

事業計画に関わるものは以下の通りである。

①　児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業及び保育所等訪問支援事業（児童福祉法）

②　発達障がい･学習障がいを持つ子どもや社会復帰を目指す引きこもりの若者なども分け隔てなく受け入れる学習塾形式の学習支援事業及びモノづくり事業

③　若者の身体育成および健康増進を目的とする支援事業

農業イベントなど様々な体験を行える体験型イベントを開催し､児童を中心とした若者や育児世代の健全な生活、健康増進を目的とした支援事業。またフットケア、足部へのアプローチ、理学療法士の有する知識を利用した健康増進のための身体ケアのプログラムも依頼を受ける形で実施していきます｡特に児童に多くみられる偏平足やそれに伴う足部変形に対応できるよう､靴の処方箋など保護者が日常的に対応できる継続できる支援を行っていきたい。

⑤ 学習指導や事務処理作業の円滑化の事業

事務処理作業の円滑化としては児童発達支援・放課後等デイサービスにおけるシステムを当法人で運用しており、より実用的かつ実際的に有用に活用できるものを目指しております。現在は必要最低限の機能であり、業務に必要な機能を充実させ、幅広く活用していただけるよう進めていきます。

⑥ 学習・生活支援に関わるアドバイス及び情報提供

保護者や支援者を対象とした情報提供や支援プログラム、専門家を招いた講習会などを実施、利用児本人だけでなく、児を取り囲む環境に在る人たちを巻き込みながら、よりよい支援環境や当事業所の支援環境の構築に寄与していきます。

事業名	実施日時	従業者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額（千円）
・児童福祉法に基づく障害児通所支援事業および障害児相談支援事業 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業および地域活動支援センター事業 ・心理検査および心理アセスメント事業 （子LAB）	2019年12月 ～2020年11月迄 ［平日］ 08:30～17:00 ［土曜］ 08:30～15:00	13名	［利用登録］ 80名 ［定員］ 1日10名 延べ3447名	60811
・発達障害をもつ子どもや引きこもりの若者等を主たる対象とする学習支援事業 ・心理検査および心理アセスメント事業 （学LAB）	2019年12月 ～2020年11月迄 ［平日］ 17:00～21:00 ［土曜］ 15:00～17:00	3名	地域の子どもや障害児・者 ［利用登録］ 2名 ［定員］ なし	1500
・若者の身体育成及び市民の健康増進に対する支援事業 （体LAB）	不定期	1名	子LAB利用者及びその関係者 ［定員］ なし	10
・学習指導や事務処理作業などの円滑化を図るためのアプリケーションソフトの開発および提供事業 （3e-LAB）	不定期	1名	子LAB利用者などの子ども 障害児通所支援事業者 など	100
・同種の支援団体に対する学習・生活支援に関わるアドバイスおよび情報提供事業 （講演・講習会事業）	不定期	1名	地域の子どもやその保護者 ［定員］ なし	150
・各種支援に係る講演会、講習会、イベントの開催事業 （体験・イベント事業）	不定期	1名	福祉・医療・介護・心理等の専門家及び障害当事者の保護者など	150